

# 沖縄のノロの管轄地域について

宮 城 栄 昌

## On the Jurisdiction of *Noro* in Okinawa

Eisho MIYAGI\*

### SUMMARY

It is believed that to find out how the jurisdiction of the *Noro* (祝女) of Okinawa was decided and what changes have happened to it offers an important clue to expound the birth and growth of villages, and the religious, political and social characteristics of the *Noro* and *Tsukasa* (司) in Okinawa. That is what this article aims at.

The writer's conclusion is that the territory over which *Noro*'s authority is exercised originated in the kind of parish of a *Negami* (根神), who came out of the pioneer family in a village, and has developed into the administrative territory in charge of *Noro* who was appointed by the government. So in Okinawa, until in the Meiji era, the establishment, unification or abolition of "Magiri=Son" (間切=村) and "Mura" (村) was carried out on the basis of the territorial jurisdiction of *Noro*, and their constitutional factors had a priority over those of the administration.

The materials of this article are mainly supplied by *Ryukyu-Goku Yuraiiki* (琉球国由来記) compiled in 1713, and also by the records of the *Noro and Tsukasa*, which are the fruit of our explorations from 1960 to 1965 in Okinawa, Miyako, Yaeyama Islands and Amami-Oshima Islands.

### (I)

1709年(宝永6)に編集した女官御双紙に、三平等の「大あむしられ」が管轄する間切(後の町村)・島名が記され、また1713年(正徳3)に編集した琉球国由来記に、聞得大君以下ノロ・司の崇所や年中祭祀所の所存村=管轄区域を記載している。崇所はほとんど全部が御嶽であり、年中祭祀所は根所・神アシアゲ・殿など、地頭やノロの住居と関係があり、御嶽にくらべると政治的・社会的性格が強い。とにかくノロの管轄する村にはこの二者が含まれているが、その管轄が如何にして決定され、また如何なる変化をとげたかを知ることは、沖縄における村落の発生・発展と、ノロ・司の宗教的・政治的・社会的性格を知る上に、重要な手懸りを与えることと思う。名題の研究目的はここに存する。

\* 歴史学教室 (Dept. of History)

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
首 里	聞得大君	城内	2	0	
	真壁大あむしられ	真和志・金城・町端・山川・寒川	3	0	掟あむ・佐事あむ
	首里大あむしられ	大中・崎山・赤田・鳥小堀・桃原・当蔵	9	0	首里根神あむしられ・掟あむ・佐事あむ
	儀保大あむしられ	汀志良次・儀保・赤平・久場川	6	0	掟あむ
	三平等大あむしられ	城内・真和志・崎山	15	0	
泊	泊大あむ	泊	3		掟あむ・佐事あむ
那 覇	東井大あむ	久 米			
	西井大あむ	久 米			
	那覇大あむ	西・東・若狭町			佐事あむ
	泉崎大あむ	泉崎			掟あむ
真和志	識 名	識 名	8	8	識名根神・居神・掟あむ
	上 間	上間・仲井真	4	5	
	楚辺 (大あむ)	国場・与儀・古波蔵	8	12	掟あむ
	安 里	牧志・安里	4	3	安里掟あむ
	多和田	天久・安謝	8	7	
	真壁 (大あむしられ)	真壁・茶湯崎・安謝	4	4	茶湯崎根神・掟あむ・松川根神
豊見城	豊見城	豊見城	3	4	
	我那覇	我那覇・瀬長・名嘉地・伊良波	5	13	我那覇根神・根人名嘉地根神・根人伊良波根神
	志茂田	志茂田	3	5	志茂田根神
	座 安	座安・渡嘉敷	2	5	座安根神
	保栄茂	保栄茂・翁長	2	7	
	平 良	平良・高嶺・宜保	4	6	宜保根神
	高 安	高安・饒波	1	6	
	長 嶺	長堂・金良	2	3	
	根差部	根差部・嘉敷・真玉橋	2	5	
小 祿	小 祿	小祿・田原・堀川	2	3	小祿根神・掟あむ
	儀 間	儀間・金城・湖城	6	4	儀間根神・掟あむ・居神
	具 志	具志・宇栄原・松川・高良・罕宮城	4	10	具志根神・掟あむ・居神
	大 嶺	大 嶺	1	5	大嶺根神・居神
	赤 嶺	赤嶺・安次嶺・当間	3	6	赤嶺根神・掟あむ・居神・根人

ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
聞得大君 真壁大あむしら れ 首里大あむしら れ 儀保大あむしら れ 三平等大あむし られ	真和志・金城・町端・山 川・寒川・大鈍川・与那覇 堂・立岸・内金城 大中・崎山・赤田・鳥小 堀・桃原・当蔵 汀志良次・上儀保・下儀 保・赤平・久場川	大鈍川・与那覇堂・立岸を山川に合併 内金城を金城に合併 上儀保・下儀保を合併して儀保と改称 (以上 1880)
泊大あむ	泊	
東井大あむ 西井大あむ 那覇大あむ 泉崎大あむ	久米 久米 西・東・若狭町 泉崎	
識名 上間 楚辺(大あむ) 安里 天久 真壁(大あむし られ)	識名 上間・仲井真 国場・与儀・古波蔵 牧志・安里 天久・安謝 真嘉比・茶湯崎	牧志を那覇に合併
豊見城 我那覇 志茂田 座安 保栄茂 平良 高安 長嶺 根差部	豊見城 我那覇・瀬長・名嘉地・伊 良波 志茂田 座安・渡嘉敷 保栄茂・翁長 平良・高嶺・宜保 高安・饒波 長堂・金良 根差部・嘉数・真玉橋・稻嶺	宜保を豊見城に合併 我那覇・伊良波・宜保・名嘉地の一部を志茂田に合 併 我那覇・名嘉地を合併して地覇新置 渡嘉敷・宇江田を合併して喜久嶺新置 座安・伊良波・渡橋名を合併して座波新置 平良・高嶺を合併して高良新置 高安・饒波を合併して高入端新置 長堂・金良を合併して良長新置 根差部・嘉数・真玉橋を合併して真嘉部新置
小祿 儀間 具志 大嶺 赤嶺	小祿・田原・堀川 儀間・金城・湖城 具志・宇栄原・松川・高 良・琴宮城 大嶺 赤嶺・安次嶺・当間	田原・堀川を小祿に合併 儀間・安次嶺の一部を割いて鏡川新置 琴宮城・高良を合併して高宮城新置 松川を宇栄原に合併して宇江原と改称 金城・赤嶺を安次嶺に合併

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
兼 城	兼 城	兼城・嘉敷・座波	5	15	兼城根神・居神  安波根根神・居神 照屋根神・居神
	武 富	武富・波平	3	3	
	安波根	安波根	3	1	
	照 屋	照 屋	3	1	
	糸 満	糸 満	3	2	
高 嶺	島尻大里	屋 古	4	3	屋古根人
	大村渠	屋 古	4	7	
	島尻大里・大村渠	屋 古	0	1	
	与 座	与 座	9	12	与座根人
	慶 留	与 座	3	1	
	中 城	中 城	1	4	
	ソフヅケナ	ソフヅケナ	0	3	
	中城・ソフヅケナ	中城・真栄里	3	5	国吉根神・根人
	国 吉	国 吉	11	6	
	(村中)	屋 古	1	0	
(不明)	屋 古	1	0		
真 壁	真 壁	真 壁	2	4	新垣根人
	真栄平	真栄平・新垣・真壁	1	7	
	東 江	東江・真壁	5	4	
	名嘉真	名嘉真	3	5	
	糸 洲	糸洲・安里・古波蔵	3	10	
	伊 敷	伊敷・名城	2	6	
糸洲・伊敷	名城	1	0		
摩文仁	摩文仁	摩文仁・米次	3	5	
	奥 間	小 渡	2	1	
	内小渡	小 渡	1	1	
	米 次	米 次	3	1	
	石 原	石 原	4	3	
	伊 礼	伊 礼	2	2	
	波 平	波 平	2	2	
	シユマ	小 渡	1	1	
	奥間・小内渡・シユマ	小 渡	0	1	
喜屋武	喜屋武	喜屋武	3	6	喜屋武根人 福地根人 山城根人 上里根人 東辺名根人
	福 地	福 地	2	3	
	山 城	山 城	5	5	
	上 里	上 里	2	2	
	東辺名	東辺名	2	3	

ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
兼城 武富 安波根 照屋 糸満	兼城・賀数・座波・潮平 武富・波平 安波根 照屋 糸満	
山川 西銘  与座  真栄里・中城・ ソフヅケナ 国吉	屋古 屋古  与座  仲城・真栄里・崎仲城 国吉	
真壁 真栄平 安嘉礼 名嘉真 糸洲 伊敷	真壁 真栄平・新垣・真壁 阿嘉礼・真壁・宇江城 仲間 糸洲・安里・小波蔵 伊敷・名城	安里を糸満に合併
摩文仁 奥間  米須 石原 伊礼 波平  宮里	摩文仁 小渡  米須 石原 伊礼 波平	伊礼・石原を合併して伊原新置
喜屋武 福地 山城 上里 東辺名	喜屋武 福地 山城 上里 東辺名	東辺名・上里を合併して東里新置

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
南風原	宮 平	宮 平	2	9	宮平居神
	兼 城	兼 城	3	4	兼城居神
	本 部	本部・喜屋武・照屋	2	8	本部居神
	玉那覇	玉那覇・照屋	2	4	玉那覇居神
	津嘉山	津嘉山	3	3	津嘉山居神
	神 里	神 里	1	4	神里根神・居神
	首里大あむしら れ	新 川	0	1	首里根神・居神・掟あむ・作事あむ
大 里	西 原	西原・南風原・与那嶺・嶺井	10	4	西原居神・根人, 与那嶺根神
	西原・与那嶺	板良敷	0	5	
	与那原	与那原・上与那原	5	3	与那原根神・居神
	宮 城	大見武・宮城	3	3	宮城居神
	大見武	宮城・大見武	4	4	大見武根神・居神
	与那覇	与那覇	0	4	
	上与那原	与那覇	4	2	
	島 袋	島 袋	4	7	島袋根神・居神
	高宮城	古堅・当真・高宮城・中程・平川・真境名・平良	7	10	高宮城根神・掟あむ
	湧稲国	湧稲国・稲嶺	2	5	湧稲国根神・掟あむ・居神
	目取真	目取真	4	1	目取真根神・居神・根人
稻 嶺	稻 嶺	1	0	稲嶺根神	
大 城	大城・稲福	10	2	大城掟あむ	
東風平	東風平	東風平・伊波・比嘉	7	12	
	富 盛	富 盛	7	9	
	高 良	高良・世名城	5	3	
	世名城	世名城	0	10	
	高良・世名城	世名城	0	1	
	友 寄	友寄・山川	1	6	
	宜寿次	宜寿次・外間	2	5	
	当 銘	当銘・志多伯	5	7	
具志頭	具志頭	具志頭・玻名城・安里・中座・与座	1	9	具志頭根神
	具志頭・中座	具志頭・玻名城	4	0	
	中 座	中座・座嘉比	1	3	
	新 城	新 城	3	13	

ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
宮 平 兼 城 本 部 玉那覇 津嘉山 神 里 与那覇 宮 城 首里大あむしら れ	宮 平 兼 城 本部・喜屋武・照屋 玉那覇・照屋 津嘉山 神 里 与那覇 宮 城 新 川	兼城の一部を割いて新川新置
大 里  大里・与那嶺 与那原  大見武  島 袋 高宮城  湧稲国  目取真  大 城	西原・南風原・与那嶺・嶺 井 板良敷 与那原・上与那原  大見武  島 袋 古堅・当間・高宮城・中 程・平川・真境名・平良 湧稲国・稲嶺  目取真  大城・稲福	西原・南風原・平良を合併して大里新置  大見武を与那原に合併  島袋を古堅に合併 仲程・当間を合併して仲間新置 高宮城を高平に改名  目取真・湧稲国を合併して稲嶺復活  稲福・真境名を大城に合併
東風平 富 盛 高 良 世名城  友 寄 宜寿次 当 銘	東風平・伊波・比嘉 富 盛 高良・世名城 世名城  友 寄 宜寿次・外間 当銘・志多伯	伊波を東風平に合併  高良を与那城に合併  外間を宜寿次に合併 当銘・小城を志多伯に合併
具志頭  新 城	具志頭・玻名城・安里・中 座・与座・座嘉比  新 城	港川新置

間切 ・ 島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭 祀所数	由来記に現われる ノロ以外の神職名
佐 敷	佐 敷	佐敷・与那嶺	7	6	佐敷根神・居神・根人
	バテン	津波古・新里・小谷	7	12	バテン若ノロ・根神・掟あむ・居神
	手登根	手登根・平田	1	7	手登根居神
	屋比久	屋比久	2	5	屋比久根神・居神
	外 間	外 間	1	3	外間根神・居神
知 念	知 念	知 念	2	8	知念根神・居神・根人
	波田真	知 念	1	2	
	久手堅	久手堅	0	1	
	知念・久手堅	久手堅	6	0	
	知 名	知 名	2	7	
	山 口	山口・中里・鉢嶺	1	5	
	久高・外間	久 高	7	0	
	知念・波田真	知 念	0	2	
	サウス	久手堅	0	1	
	安座真	安座真	0	5	安座真根神
	志喜屋	志喜屋・下志喜屋	0	2	志喜屋根神・根人
	久 高	久 高	0	1	
	外 間	外 間	0	1	
(村中)	久手堅	0	1		
玉 城	玉 城	玉城・百名・中村渠・奥武・中栄真	5+(3)	12	
	垣 花	玉城・百名・垣花	5	6	
	和 名	垣花・玉城	4	1	
	垣花・和名	和 名	0	3	
	当 山	当山・富里・志堅原	4+(7)	12	当山根神・掟あむ
	糸 数	糸数・前川	3	2	糸数掟あむ
	屋嘉部	屋嘉部・糸数・前川	4	2	
	富名腰	富名腰	7	7	富名腰根神・掟あむ
	糸数・屋嘉部	前 川	0	5	
西 原	幸 地	幸地・翁長	5	6	
	小波津	小波津・呉屋・津花波	7	5	
	我 謝	安室・我謝・与那城・桃原	9	5	
	内 間	内間・嘉手苅・掛保久・小那覇・小橋川	6	6	
	棚 原	棚 原	3	4	
平 良	平 良	平 良	2	4	
	末 吉	末 吉	2	2	
	儀保大あむしら れ	首里汀志良次・首里下儀保	0	2	



ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
佐 敷 新 里  手登根 屋比久 外 間	佐敷・与那嶺 津波古・新里・小谷  手登根・平田 屋比久 外 間	与那嶺を佐敷に合併 佐敷・平田・屋比久の一部を割いて富祖崎新置  平田を手登根に合併 外間を屋比久に合併 手登根・平田・屋比久の一部を割いて仲伊保新置
知 念  波田真 久手堅  知 名 山 口  サウス 安座真 志喜屋 久 高 外 間	知 念  知 念 久手堅  知 名 山口・仲里・鉢嶺  久手堅 安座間 志喜屋・下志喜屋・前城 久 高 外 間	      山口・仲里・鉢嶺を合併して山里新置    下志喜屋を志喜屋に合併  外間を久高に合併
玉 城  垣 花 和 名  当 山 糸 数 屋嘉部 富名腰	玉城・百名・中村渠・奥武  玉城・百名・垣花 垣 花  当山・富里・志堅原 糸数・前川 屋嘉部・糸数・前川 富名腰 仲栄真・仲間	
幸 地 小波津 我 謝 内 間  棚 原	幸地・翁長 小波津・呉屋・津花波 安室・我謝・与那城・桃原 内間・嘉手苅・掛保久・小 那覇・小橋川 棚 原	
平 良 末 吉 儀保大あむしら れ	平良・石嶺 末吉・城 首里汀志良次・首里下儀保 れ	

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
浦 添	浦 添	中間・安波茶・西原・伊祖・牧湊・前田	11	6	
	沢 岷	沢岷・安謝・内間	6	6	
	中 西	勢理客・小湾・中西	3	8	
	饒平名	宮城・屋富祖・親富祖	3	5	
	城 間	城 間	5	2	
宜野湾	宜野湾	宜野湾・我如古・伊佐・嘉数・喜友名・神山	8	11	宜野湾根神・居神・掟あむ・作事あむ・喜友名根人
	謝 名	謝名具志川・宇地泊・大謝名・真志喜	4	7	
	野 嵩	安仁屋・普天間・野嵩・新城	5	13	野嵩根人
中 城	ヨキヤ	添石・新垣・泊・照屋・伊舎堂	11	4	
	大 城	伊舎堂・熱田・和仁屋・大城・久場	11	5	大城若ノロ・掟あむ
	屋 宜	屋宜・安里・奥間・当間	11	10	屋宜根神・掟あむ・居神
	伊 集	津覇・伊集・和字慶	5	10	伊集根神・掟あむ・居神
	島袋・比嘉	渡口・島袋・比嘉	4	4	
	安谷屋	中順・安谷屋・渡口	4	6	安谷屋根神・掟あむ
	瑞慶覧	瑞慶覧・喜舎場	1	5	瑞慶覧若ノロ・根神・掟あむ
	(村中)	久場	1	0	
越 来	越 来	越来・上地・照屋	5	4	上地根人
	仲宗根	仲宗根・呉屋・諸見里・山内	5	5	
	大工廻	大工廻・河陽	4	5	
美 里	美 里	西原・与儀・比屋根・大里・古謝・桃原・高原・満喜世	7	10	
	知 花	知花・登川・池原	5	5	
	東恩納	東恩納・楚南	5	3	
	伊 波	山城・伊波・石川・嘉手刈	6	6	
北 谷	北 谷	北谷・前城・玉代勢	3	1	
	平安山	平安山・浜川・砂辺・桑江・伊礼	4	6	
	野 里	野里・屋良	5	4	
	野 国	野 国	4	2	

ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
仲間 沢 岬 仲 西 饒平名 城 間	仲間・安波茶・西原・伊祖・牧湊・前田 沢岬・安謝・内間 勢理客・小湾・仲西 宮城・屋富祖 城 間	安謝を内間に合併
宜野湾 大謝名 野 嵩	宜野湾・我如古・伊佐・嘉敷・喜友名・神山 大山・宇地泊・大謝名・大川 安仁屋・普天間・新城・野嵩	
ヨキヤ 大 城 屋 宜 伊 集 島 袋 安谷屋 瑞慶覧	添石・新垣・泊・伊舎堂 伊舎堂・熱田・和仁屋・大城・久場 屋宜・安里・奥間・当間 津波・伊集・和宇慶 渡口・島袋・比嘉 仲順・安谷屋・渡口 瑞慶覧・喜舎場 奥田・萩堂	
越 来 仲宗根 大工廻	越来・上地・照屋・安慶田・宇久田 仲宗根・胡屋・諸見里・山内 大工廻 山 田	
西 原 知 花 恩 納 伊 波	西原・与儀・比屋根・大里・古謝・池原・桃原・高原・満喜世・大村渠・宮里 知花・登川・池原 恩納・楚南 山城・伊波・石川・嘉手苅・渡口	高原の一部を割いて泡瀬新置 大村渠・満喜世を合併して松本新置 渡口を石川に合併
北 谷 平安山 野 里	北谷・前城・玉代勢 平安山・浜川・砂辺・桑江・伊礼 野里・屋良・野国	

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
北 谷	嘉手納	嘉手納	3	2	
具志川	具志川	具志川	4	1	具志川根神・掟あむ・根人
	上江洲	上江洲・喜屋武・仲嶺・兼カ段・太田	5	5	上江洲・夫廻神・掟神・根人
	江 洲	宮里・高江洲・江洲	3	4	高江洲夫廻神
	田 場	田場・宇堅	5	2	田場根神・夫廻神・掟あむ・根人
	天 願	天 願	2	1	天願根神・掟あむ・居神・根人
	安慶名	安慶名・川崎	9	2	安慶名掟あむ・居神・夫廻神・根人
	栄野比	栄野比	2	1	
勝 連	南風原	南風原	6	2	
	平安名・内間	平安名	2	0	
	平安名	平安名	0	2	
	内 間	平安名・内間	0	4	
	平敷屋	平敷屋	2	1	
	浜・比嘉	浜・比嘉	7	0	
	浜	浜	0	2	
	比 嘉	比嘉	0	2	
	津堅・神谷	津堅・神谷	6	1	
	与那城	西 原	西 原	2	1
安勢理・饒辺		安勢理・饒辺・屋慶名	3	2	
平安座		平安座	2	1	
上 原		上原・名安呉・宮城	2	3	
宮 城		宮 城	2	1	
伊 計		伊 計	3	1	
西原のろ・与那城根神		与那城	0	1	
読谷山	座喜味	座喜味・上地・波平	6	6	
	喜 名	喜 名	1	3	
	大 湾	渡口・大湾・伊良皆	3	6	
	楚 辺	楚 辺	1	2	
	瀬名波	瀬名波	3	3	
	崎 原	高志保・渡慶次・長浜・宇座	0	4	

ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
嘉手納	嘉手納 伝道	
具志川 上江洲 江洲 田場 天願 安慶名 栄野比	具志川 上江洲・喜屋武・仲嶺・兼 カ段・太田 宮里・高江洲・江洲 田場・宇堅 天願 安慶名・川崎 栄野比	
勝連 平安名 内間 平敷屋 浜 比嘉 津堅	南風原 平安名 平安名・内間 平敷屋 浜 比嘉 津堅・神谷 小舎覇・浜崎	
西原 安勢理・饒辺 平安座・平安座 掟あむ 上原・名安具掟 神 宮城 伊計・伊計掟あ む	西原 安勢理・饒辺・屋慶名 平安座 上原・名安具・宮城 宮城 伊計	
座喜味 喜名 大湾 楚辺 瀬名波 崎原	座喜味・上地・波平 喜名 渡具知・大湾・伊良皆・古 堅・比謝 楚辺 瀬名波 高志保・渡慶次・長浜・宇 座・儀間	

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
恩 納	恩 納	恩 納	4	5	恩納居神  谷茶・仲泊・富着・前兼久居神
	真栄田	真栄田	1	2	
	山 田	読谷山・富着・谷茶・前兼久・仲泊・久良波	1	3	
	前兼久根神	富着・前兼久	1	1	
	瀬良垣根神	瀬良垣	2	1	
	安富祖	安富祖	2	2	
	安富祖根神	安富祖	0	1	
	名嘉真	名嘉真	3	2	
金 武	金 武	金 武	3	2	金武居神
	漢 那	漢那・惣慶	3	3	
	宜野座	宜野座	1	2	
	伊 芸	伊芸・屋嘉	5	3	
	屋嘉根神	屋 嘉	0	1	
名 護	名 護	名護・数久田・世富慶・宮里	4	5	
	喜 瀬	喜瀬・幸喜・許田	5	4	
	屋 部	屋部・宇茂作・安和・山饒霸	5	5	
本 部	伊野波	伊野波	2	3	伊野波根人 具志川根人
	具志川	具志川・渡久地	3	2	
	天 底	伊豆味・天底・嘉津宇	4	4	
	具志堅	具志堅	1	2	
	謝 花	備瀬・謝花	2	4	
	浦 崎	浦 崎	1	2	
	瀬 底	辺名地・石嘉波・瀬底・健堅	7	3	
	瀬底のろ, 石嘉波・根神・根人	石嘉波	0	1	
	本 部	崎本部・健堅	1	4	
	瀬底のろ・辺名地根神	辺名地	0	2	
今帰仁	阿応理屋恵				玉城掟神・居神 岸本居神 島センク掟神 郡大根神・掟神・居神
	今帰仁	今帰仁	3	0	
	中尾次	中尾次	2	0	
	玉 城	玉城・謝名・仲宗根・平識	1	6	
	岸 本	岸本・寒水	1	3	
	島センク	上運天・勢理客・運天	2	3	
	郡	郡・与那嶺・兼次	5	2	

ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
恩 納 真栄田 山 田	恩 納 真栄田・塩屋 読谷山・富着・谷茶・前兼 久・仲泊・久良波	塩屋を真栄田に合併 読谷山を山田に改名, 久 良波を山田に合併
安富祖	安富祖	
名嘉真	名嘉真	
金 武 漢 那 宜野座 伊 芸	金 武 漢那・惣慶 宜野座・古知屋 伊芸・屋嘉	
名 護 喜 瀬 屋 部	名護・数久田・世富慶・宮 里 喜瀬・幸喜・許田 屋部・宇茂作・安和・山饒 波	
伊野波 具志川  具志堅 謝 花 浦 崎 瀬 底  崎本部	伊野波・並里・満名 浜元・渡久地 伊豆味・嘉津宇 具志堅・真部 備瀬・謝花・小浜 浦 崎 辺名地・石嘉波・瀬底・健 堅  崎本部・健堅	満名を並里に合併  嘉津宇・小浜を備瀬に合併 真部を具志堅に合併  石嘉波を瀬底に合併
阿応理屋恵 今帰仁 仲尾次 玉 城 岸 本 勢理客 古宇利  天 底	今帰仁 仲尾次 玉城・謝名・仲宗根・平敷 岸本・寒水 上運天・勢理客・運天 古宇利・与那嶺・兼次  天 底	今帰仁・親泊を合併して今泊新置  岸本・寒水を玉城に合併

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
今帰仁	今帰仁・トモノカネ	今帰仁・親泊・志慶真	0	7	今帰仁・トモノカネ 掟神・居神
	中 城	兼次・諸喜田・与那嶺・崎山・中城	0	6	中城掟神・居神
	島センク・勢理客	勢理客	0	1	
羽 地	真喜屋	瀬洲・源河・真喜屋・中尾次	6	4	我部掟神
	中 尾	川上・中尾・田井等・伊指川・我部祖河・古我知	6	1	
	我 部	振慶名・呉我・我部・松田	3	3	
	我部のろ・我部掟神	我部・松田	0	2	
	屋 我	屋我・饒辺名・濟井出	3	4	
	中尾・トモノカネ	中尾・田井等・谷田	0	6	
	トモノカネ	谷 田	0	1	
	伊指川	伊指川・我部祖河・古我知	0	4	
	古我知掟神	古我知	0	1	
	源 河	源河・瀬洲	0	3	
源河・瀬洲掟神	瀬 洲	0	1		
久 志	久 志	久志・辺野古	5	3	
	宜野座(金武)	古知屋	2	2	
	汀 間	瀬嵩・汀間・大浦・安部	3	5	
	嘉 陽	嘉 陽	3	2	
	天仁屋根神	天仁屋	1	1	
	有 銘	有銘・慶佐次	2	3	
大宜味	城	城・根謝銘・喜如嘉・大宜味	4	3	
	田 湊	田湊・屋古前田・塩屋・根路銘	2	1	
	津 波	津波・平南	4	2	
	平 良	平良・川田	2	3	
国 頭	奥 間	比地・奥間	4	3	奥間居神
	屋嘉比	浜・親田・屋嘉比・見里	4	2	
	辺土名	辺土名・宇良・伊地	1	5	
	与 那	与那・謝敷・佐手・辺野喜・宇嘉	2	5	
	辺 戸	辺 戸	4	2	



ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
トモノカネ 中 城  湧 川	今帰仁・親泊・志慶真  兼次・諸喜田・与那嶺・崎山・中城  湧 川 上 間	中城を仲尾次に合併，諸喜田・志慶真を合併して諸志新置
真喜屋  仲 尾  我 部  屋 我  トモノカネ 伊差川  源 河	真喜屋・仲尾次  川上・中尾・田井等・伊差川・我部祖河・古我知・桃原 振慶名・呉我・我部・松田  屋我・饒平名・済井出・谷田  谷 田 伊差川・我部祖河・古我知  源河・瀬洲	谷田・桃原を廃して親川・稲嶺新置
久 志  汀 間 嘉 陽  有 銘 平 良	久志・辺野古  瀬嵩・汀間・大浦・安部 嘉陽・天仁屋  有銘・慶佐次 平良・川田・大鼓	
城  田 湊  津 波 屋嘉比	城・根謝銘・喜如嘉・大宜味・饒波 田湊・屋古前田・塩屋・根路銘 津波・平南 親田・屋嘉比・見里	城・一名代・根謝銘を合併して謝名城新置  屋古前田を田湊に合併  親田・屋嘉比・見里を合併して田嘉里新置
奥 間  辺土名 与 那  辺 戸	比地・奥間・浜  辺土名・宇良・伊地 与那・謝敷・佐手・辺野喜・宇嘉 辺 戸	

間切・島名	ノロ名	管轄村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
国頭	奥 安波	奥 安田・安波	2	2	
			2	3	
伊江	大・大水・東・佐辺・中	伊江島	31		掟神
伊平屋	伊是名・野甫・我喜屋・田名	伊是名・諸見・勢理客・野甫・島尻・我喜屋・田名	34		根神・掟神・二かや田あむ
粟国	粟国・花城	花城・粟国	9		根神・居神・作事あむ・根人
渡名喜	渡名喜	渡名喜島・離れ出砂	6		根神・根人
鳥島	アケン・アマミ	鳥島	9		
座間味	座間味・阿嘉	座間味・阿真・阿佐・阿嘉・慶留真	23		根神・掟あむ・根人
渡嘉敷	渡嘉敷・阿波連・前慶良間	渡嘉敷・小嶺・阿波連・前慶良間	30		根神・掟あむ
具志川	君南風・具志川・仲地・山城・西銘・兼城	具志川・仲地・西銘・兼城・山城	29		根神
仲里	儀間・比屋定・宇根・比嘉・城	儀間・比屋定・島尻・宇根・真謝・比嘉・宇江城・堂	32		根神
宮古	大阿母	平良・符俣・池間・島尻・大神・東仲宗根・平安名・城・友利・与那覇・下地・来間・野崎・松原・西仲宗根・川満・伊良部・多良間・水納	37		掟あむ・作事あむ・司
八重山	大阿母	石垣・登野城・名蔵・崎枝・平得・大浜・宮良・川平・仲筋・桴海・平久保・武富・小浜・黒嶋・保里・新城・古見・花城・鳩間・西表・慶田城・波照間	81		掟あむ・作事あむ・司

ノロ名	管轄村名	1873~1903 間の異動
奥 安波	奥・楚洲 安田・安波	
勢頭神・大水・ 東・佐辺・中	東江・西江・川平	
伊是名・野甫・ 我喜屋・田名	伊是名・諸見・仲田・勢理 客・野甫・島尻・我喜屋・ 田名	
粟国・花城	浜・八重	浜・八重を合併して粟国新置
渡名喜	渡名喜島	
アケン・アマミ	鳥島	
座間味・阿嘉	座間味・阿真・阿佐・阿 嘉・慶留間	
渡嘉敷・阿波 連・前慶良間	渡嘉敷・小嶺・阿波連・前 慶良間	小嶺を渡嘉敷に合併
君南風・具志 川・仲地・西 銘・兼城	具志川・仲地・西銘・兼 城・上江洲・大田・嘉手 苅・仲村渠・山里	
儀間・比屋定・ 宇根・比嘉・城・ 山城	儀間・比屋定・島尻・宇 根・真謝・比嘉・宇江城・ 謝名堂・阿嘉・山城	
宮古	西里・下里・東仲宗根・西 仲宗根・荷川取・大浦・島 尻・狩俣・池間・前里・大 神・川満・上地・洲鎌・与 那覇・嘉手苅・来間・野 原・新里・宮国・砂川・友 利・新城・保良・平安名・ 比嘉・松原・久貝・川根・ 伊良部・仲地・国仲・長 浜・佐和田・長間・仲筋・ 塩川・水納	
八重山	石垣・大川・登野城・新 川・名蔵・崎枝・屋良部・ 川平・仲筋・桴海・平得・ 真栄里・大浜・宮良・白 保・桃里・野底・伊原間・ 船越・安良・平久保・竹 富・小浜・黒島・保里・上 地・下地・三離・大板・平 西・高那・与那良・鳩間・ 浦内・多柄・干立・舟浮・ 成屋・祖納・崎山・網取・ 崎枝・鹿川・南風見・波照 間・平田・宗納・島仲・鬚 川	

ただ最高の神職で、国王のおなり神である聞得大君、尚真王時代(1477~1526)全按司<sup>あじ</sup>を首里城下に居住させた際、三平等に遙拝所を設けて、所屬地域の総括的祭祀権を行使させるとともに、その地域内のノロの支配権を与えた「大あむしられ」、久米島の君南風<sup>きみはえ</sup>、伊平屋<sup>いへや</sup>・宮古・八重山の大阿母<sup>あむ</sup>など、広地域の監督的地位にある神女は別として、直接百姓に接触していたノロ・司に焦点を合していきたい。論述する前に、資料表(前掲P2~19)をかかげることとする。

註 1) 本論述は、横浜国立大学人文紀要第1輯第12巻(1966)の「沖縄の神女組織の確立」と一連のもので、1960年から65年にかけて調査した沖縄・宮古・八重山群島、それに奄美大島群島内の168か所のノロ・司調査資料も参考にしたものである。

2) 前掲表中、左表は琉球国由来記に基づくもので、前紀要論文「沖縄の神女組織の確立」の註(28)の表の誤り・脱漏・ミスプリントを訂正したものである。右表のノロ名は、鳥越憲三郎著「琉球宗教史の研究」第3編第4節に掲げてある沖縄県設置以後の女神名の氏名を記録した、「ノロクモイ台帳」に基づくもので、管轄村名は1873年(明治6)の琉球藩雜記1に記載されたものである。また1873~1903間の異動表は、主として1903年(明治36)の異動を示したものであるが、東恩納寛惇著「南島風土記」を参考にした部分が多い。

## II

ノロの管轄区域は、(1) 1村を2人以上で管轄しているところ、(2) 1村を1人で管轄しているところ、(3) 2村以上を1人で管轄しているところの3種に分類できる。それは崇所数や年中祭祀所数とは無関係である。

(1) 高嶺間切居古村には、島尻大里ノロと大村渠<sup>おおんだかり</sup>ノロがおり、崇所として両ノロとも4前づつの御嶽を有している。沖縄の村落は、ある血族(これを一門という。門中ともいうが、これは後世の中国流呼称である)が、その先祖神の天降りした場所と信ずる御嶽の附近に発達し、根屋・根元屋・大屋・神元屋などと称する草分けの家が、祭祀の中心となった。すなわち、その家のおなり=姉妹が根神となり、えけり=兄弟が根人<sup>ねがみ</sup>になって、政教一致の体制で村落を支配した。この根屋は、一般に御嶽のイべ前に最も近い所に位置し、祭祀権の行使を容易ならしめていた。そのために1御嶽・1一門中心に、1村落が形成された。

宮古・八重山島では、ほとんどが1御嶽一門で、トニモトや旧家から司を出し、これを世襲している。1例をみると、琉球国由来記の八重山嶋宮良村条に、仲嵩<sup>みやら</sup>・山崎・外本・嘉手苅・真和謝・多原の6嶽と仲夢御嶽とがある。6嶽の成立については、つぎのような経緯があった。昔、西カラ東カラ兄弟は水嵩・セツコマと移住し、ついに兄は宮良に、弟は白保に居住した。ところが他所の人々は鬭争に終始し、いつ果てるとも知れない有様であったが、争いを避けた人々が兄弟の善意を頼ってその周辺に集まり、宮良・白保の2村が形成された。兄弟は農耕に精励した。しかし猪垣がなかったため、作物が喰い尽された。そこで白保から宮良にかけて、長さ2里余、高さ5尺の猪垣を築き、仲嵩森で完成祝

いをした。そのとき、オモト嶽の大主神の遣わした6神が、闘争していた者の女子6人に憑依し、「汝等、心和セズシテ、皆分レワカレニ居テ、闘諍シテ殺害、死人多シ。西カワラ・東カワラ、心能キ者故、諸人和合シ、村ヲ立テ、又村ノ垣、作物ノタメトテ大瀬積廻ス。是神慮ニ相叶フ故、向後汝等守護ノタメ、ヲモト大アルジノ御遣レメサレタルト」託宣があった。これをきいた群集は、6神を6嶽に勧請して崇敬した。おそらく嶽毎に奉仕する一門が決まり、司を出すようになったであろう。現在仲嵩御嶽のトニモトは東成底家で、旧トニモト成底家の一門である。本司も成底一門が世襲してきた。また山崎御嶽のトニモトは小浜家、外本御嶽は西原家で、やはり司を継承してきた。

現在の白保内には、嘉手苺・真謝・多原の3御嶽があり、崎原・宮良・長浜家がトニモトで、本司は初代から9代続いており、原則として娘継ぎが行われてきた<sup>1)</sup>。

こうしてみると、宮良に3御嶽、白保に3御嶽あり、いずれもトニモトから司を出しており、1御嶽1一門の原則を貫いてきたことが知られる。嘉手苺御嶽のトニモト崎原家は、宮良から移住してきたといわれるが、これは弟の東カワラがセツコマから移住してきたことに対応している。また多原御嶽のトニモト長浜家は、もともと白保部落に定住していたといわれるが、これは人々が東カワラの許に集まってきたことに対応する伝承ではなからうか。仲夢御嶽成立の過程は不明である。現在の宮良には小浜御嶽(トニモト仲宗根家)、白保には波照間島から分村移住してきた波照間御嶽がある。いずれも由来記以後のものである。

宮古嶋平良市狩俣には、由来記に見える大城・中間御嶽と、記に見えない尻立・仲嶺御嶽の4嶽が現存している。大城御嶽は狩俣村を創めた女神「豊見赤星テタナフラハイ主」を祀っており、部落の祖神である。仲嶺御嶽は水の神、中間御嶽は船路守護の神とされており、四元<sup>ゆもと</sup>の神を構成している。現在は俣狩全体の司として一元化された大司・水の主・世の主・旅の主の四元がそれに対応し、4嶽の祭祀責任者となっている。祖神は4嶽関係にわたって出し、また各嶽に座司<sup>ざす</sup>・伴母<sup>とむんま</sup>がいる。祖神祭は夏祭から冬祭まで年4回行われるが、前3回は部落が4か所の御嶽に分れてそれぞれの御嶽を祀り、最後の冬祭大城祖神送祭には、全部落民が大城御嶽に集って祀ることになっている。4部落は発生的には別個の血縁団体の集落であったものが、近隣地域内での政治的社会的生活が進展するにつれて、宗教的生活の一元化を招いたのである<sup>2)</sup>。

要するに宮古・八重山嶋では、1御嶽1一門の原則がまだ保存されており、たまたま2御嶽以上が行政区轄上の1村に包括されたため、1村に2人以上の司が存在する形となった。ただし由縁のある神が一所に祀られて複数の御前になり、逆に夫婦神や親子神や歴代の先祖神が合体して、一の御前となることもあり得るわけである。

1御嶽1一門の原則に基づいて高嶺間切のことをみると、居古村には大里・大村渠の2部落があった。大里が同村<sup>どうむら</sup>=元村であり、大里の名は為朝伝説や大里古城名で知られている。大村渠については、伊波晋猷説によると、村渠は「むらかれ」すなわち「むらあかれ」または「むらわかれ」であって、分村した村の大きくなったのが村渠である<sup>3)</sup>。大里なるが故に分れて2村となった。屋古村は1764年(明和1)大里村と改称した。発生

的名称への復帰であった。村落民は大里按司と血縁乃至主従関係のあったもので、由来記には島尻大里城内殿式があり、麦稻4祭に屋古村百姓中から神酒を、根人からシロマシを供え、大里・大村渠両ノロが祀っていた。発生時には大里村民として行っていた祭が、大里村民と大村渠村民に分れ、再び政治的祭祀として屋古村民が行ったのである。上の根人は、大里村の草分けの家系統のものであろう。

つぎに大里ノロの崇所に、大嶽・小嶽・屋古嶽（2前）の3御嶽があるが、大嶽・小嶽は大里城内の御嶽で、按司の「おなり」が祀っていたのを、後世ノロが継承したものであった。居古嶽の2前は、一の由縁につながった神に相違なく、これこそ大里根神が祀った元祖神であった。大村渠ノロの崇所であった中森2前とナシマ嶽2前が如何なる関係にあったか不明である。中森の神は「サバネコノヨラミサツカサ」と「ヨラミサノ御イベ」で、いずれもヨラミサ神である。またナシマ嶽の神は「ナデルワノ御神ヅカサ」と「コバの若ヅカサ神」で、古代的関係のうかがわれる2神である。

ところが中森には中森之殿がある。大村渠領主が居住していたところと推測され、大村渠ノロの祭祀所となっている。そして麦稻4祭に居古村民と根人が供物を供えるのは、大里城内殿と全く同じであった。この村民と根人は旧大村渠の者であろう。しかも大里城内殿には按司の供物があったのに対し、中森之殿には惣地頭の供物があった。この惣地頭の前身が大村渠領主であった。以上の点からみて、ナシマ嶽が部落民本来の崇所であった。

複数一門が合して村落を形成した場合、宗教的行事では各々の御嶽を祀るいわゆる1御嶽1一門制は、既述の先島ばかりでなく、沖縄本島や周辺離島でもみられた。鳥越憲三郎氏は渡嘉敷島渡嘉敷部落の6御嶽が門中毎に祀られ、この部落が6部落の合村であることを指摘された<sup>4)</sup>。旧大里村内の大村渠が2一門から成立し、そのためにナシマ嶽に2前の神が鎮座したことも考えられる。

屋古村が大里村と改称した以後、（少くとも1860年には大里村となった記録がある。）大里ノロは山川ノロを称し、大村渠ノロは西銘ノロを称した。ノロ名の改名はめずらしいが、その理由は不明である。現在山川ノロの管轄下には、山川・上門・上地・安里・神谷・上原・仲間門中があり、多数門中の複合村落となった。ノロは山川門中から、根神・根人は上門門中から出している。また西銘ノロの管轄下には、神元・越来・上徳・上原・山城・鳥袋・川畑門中があり、ノロは神元門中から出ている。南山王多魯毎の位牌は神元門中の一家にあるが<sup>5)</sup>、南山王に由縁のあった門中として、後世に至り位牌にのせたものでなかろうか。

知念間切知念村には知念ノロと波田真ノロが併存していた。由来記では「はだま」村は知念村にあり、また波田真ノロ火神と波田真殿も同村内にあるが、波田真ノロの崇所となっている神山之嶽は、波田真村民の拝所であった。これに対して知念ノロと村民は大川之嶽を祀った。政治的目的があって知念村に編入されたであろうが、依然として本来のノロと御嶽を有していた。

同間切久手堅村には、久手堅ノロとサウスノロが併存していた。同村の佐宇次根所は、サウス村の発祥の地で、草分けの家である根神の家があったところに相違ない。後になり、

久手堅村に合併されたが、旧サウス村民は根所を中心に共同体としての生活を続けた。久手堅もサウスも独自の御嶽を有していない。しかし一切の御嶽の本地とみられる<sup>さいは</sup>斎場嶽が久手堅村にある。なおサウスは「佐宇次」であるが、それは宛字で「寒水」が本体である。寒水は湧水で、草分けの家のほとりの寒水は、根神やノロの祭祀の対象になっていた。

1村に2人以上のノロが併存する例は、ほかに高嶺間切与座村・摩文仁間切小渡村があった。個別のノロの村が合体したり、逆に1村が分れて個々の公儀ノロを置いた後再び合体したが、ノロまで統合できた故の併存であった。その根底には1御嶽1一門の古い形態が横たわっていた。

(2) 1村1ノロは、由来記で真和志間切識名村ほか70余か所を算えることができる。地理的に遠く隔離した村落と限らないから、根屋を中心に、隣村と地縁的・血縁的關係を深めることなしに、発達したものとみられる。喜屋武<sup>きやく</sup>間切には、喜屋武・福地・山城・上里<sup>つかへな</sup>・東辺名の5村があり、いずれもノロがいた。福地村には分村を示す<sup>なかんばかり</sup>中村渠があり、山城村には「さけ村」が合併されているから、単一一門で構成された村々ではなさそうである。御嶽は喜屋武村に3、福地村に2、山城村に5、上里村に2、東辺名村に3ある。

現在、喜屋武村落には10門中があり、元屋は蔵元・村元といい、その主人を「ウフグル」と称している。公儀ノロ任命の際、元屋の根神がノロとなり、改めて根神を元の根神と同一門からか、あるいは他一門から出したが、根人は多く元屋が継承した。そのためにノロと根人が家を異にすることが多かった。高嶺村字大里で、ノロは山川門中から、根神・根人は上門門中から出していることは既述した。宜野座村字漢那では、ノロ・根神とも<sup>あふそ</sup>安富祖家が世襲しているが、ノロはノロ殿内、根神は根神屋と家を異にしている。国頭村字安波では、根元<sup>あは</sup>の上大屋から公儀ノロを出したので、根神は同一門の<sup>みや</sup>新屋から出すようになった。また根人にあたる<sup>しどう</sup>勢頭は、ノロ・根神と同一門であるが、更に別の家の世襲になっている。

喜屋武の「ウフグル」は、<sup>おおころ</sup>大男=大兄すなわち根人と同義語であろう。公儀ノロ任命後、同部落の崇所や祭祀所は喜屋武ノロの司祭下に置かれたが、発生的には特定の一門に属する崇所・祭祀所があったはずである。喜屋武村の並里之嶽と並里火神とは並里之殿主の、山城村の新里之嶽は新里之殿主の、山内之嶽は山内之嶽主の、サケ城ノ御イベ・サケノ火神はサケノ殿主の、東辺名村の富里之嶽は富里之殿主の一族につながる御嶽であったであろう。また喜屋武村には具志川之御イベがあった。現在同部落のクミバラ門中は、久米島の具志川から移住してきたと称して具志川城を拝んでいるが、むしろ具志川之御イベに關係があるのではなかろうか<sup>6)</sup>。

真和志間切の末吉村は西原間切へ、小祿村は小祿間切へ、由来記成立以前に編入された。いずれも1村1ノロの村で、隣村との共同体關係が浅く、それだけに他間切への編入が円滑に行われたに相違ない。小祿村が小祿間切に移管された1673年(延宝1)、田原・堀川の2村が新立して小祿ノロの管轄下に置かれた。由来記によると、小祿之殿の祭時には、小祿村の百姓とは別に田原・堀川百姓が供物を供えている。これに対し小祿ノロ火神と小祿里主所火神の祭時には、小祿百姓だけが供物を供えている。すなわち同管轄内であっても、

異なった構成分子には独自の祭祀行事があったことが知られる。わずかに小祿之殿での稲2祭で3村民がつながっていた。田原・堀川村民には御嶽がなく、小祿ノロも政治的管轄上のノロに過ぎなかった。いったん確立した1村1ノロ制を破るのは事実上困難であった。

由来記では、宮古嶋池間・大神・来間・川満は1村1嶽1司である。また八重山嶋でも崎枝・平久保村は1村1嶽1司で武富村は1村1根所である。池間村は後に池間・前里の2部落に分れたが、両部落民とも依然オハルズ御嶽1嶽を崇敬している。大神・来間島も1嶽であるが字川満には数嶽が存する。崎枝・平久保も1嶽のままで、武富には多数の嶽がある。由来記の崇所は公的なもので、ほかに私的な崇所もあったに相違ない。それが後世、村民や特定一門の崇敬を受け、霊力高い崇所となったものもあるであろう。

後世は1村1嶽といっても、必ずしも1村1一門とは限らなかった。複数一門が共同で1嶽を拜むことがあった。すなわちこれら複数一門は、歴史的時間を通じて一体的意識を高め、1ノロ・1司の下で共同生活を行った。ただ1村1ノロ・1司であろうと、複数ノロ・複数司であろうと、ノロや司は根神から転化したものが大部分で、その根神は如何なる村にも存在していたから、1村1ノロ・1司が、ノロや司の管轄制の本体とみるべきである。

(3) 1ノロの管轄する複数村落には、相互に人間的・自然的関係があった。そのほとんどが元村から分村したものであったが、中には成立要素を異にした村が、1領主の政治的支配下に置かれ、長い歴史的時間の中で一体化した場合のものもあったであろう。

由来記の小祿間切当間村に当間之殿があり、赤嶺ノロ根所と記してある。また赤嶺ノロ火神も当間村にある。赤嶺・安次嶺当間を管轄する赤嶺ノロは、当間村に居住して赤嶺ノロを称したのか、当間村から出て赤嶺村に移住したのか明確でないが、当間村にノロ宿があるから、赤嶺村に居住して、祭時に当間村に宿泊したとみられる。当間村にはほかに安次嶺前という仲間之殿があり、赤嶺・安次嶺の2村は、当間村から分立していったようである。3村とも1嶽宛を有している。

南風原間切照屋村に本部ノロ根所火神がある。本部ノロが照屋村から移転してきたことが知られる。神アシアゲも照屋村にある。現在ノロ・根神とも照屋に在るが、根人は本部から出ており、ノロ地も本部にある。本部ノロはほかに喜屋武村を管轄していた。ただ公儀ノロは霊力高い根神から任命したから、そのノロを出した村が、必ずしも元村であったとは限らない。照屋村が公儀ノロ任命以前に本部村から分れ、やがて照屋村の根神が、公儀ノロとなることもあり得たのである。

管轄村が複数になっても、元は1村で1根神の司祭下にあった。その1村も1嶽1一門を中心に発達したものであった。ただしノロそのものが政治的存在であったから、その管轄区域の設定にも、政治的配慮がなかったとはいえない。由来記恩納間切瀬良垣村の条に、瀬良垣根神の祀る根神火神がある。公儀ノロ任命後の根神は、ノロに伴随する私的<sup>おんな</sup>神女であった。しかし由来記に記す祭祀は公的なもので、その司祭者が根神であっても、公的意義を有するものであった。瀬良垣村を恩納ノロの管轄下に置いたものの、根神のもつ伝統的な祭祀まで、ノロが吸収し得ず、そのために根神火神の祭祀を根神に委ねたので



ある。瀬良垣村を恩納ノロの管轄下に置いたのは政治的強行策で、瀬良垣ノロを任命するのが自然であった。こういう強引は、1村内におけるノロと根神の祭祀権内にもあり、結局両者の祭祀をいずれも公認しなければならない事態も生じた。恩納間切安富祖<sup>あふそ</sup>ノロと根神の祭祀が、その一例である。

根神に基づく発生的な司祭区域が制度的に固定したのは、公儀ノロが政治的に組織化された時代であった。その時期を適確に把握するのは困難であるが、始めて聞得大君を任命し、また首里三平等の大あむしられを任命して、地域のノロを各々その支配下に置いた尚真王時代(1477~1526)は、その完成期であった。

### III

ノロの管轄区域の設定に政治的配慮があったにしても、村落発生の歴史がその基盤にあったから、以後における変動はほとんどなかった。それゆえ、(1) 間切を新設する際には、旧間切のノロの管轄村落を分割することなしに新聞切に移管した。(2) 1間切の1村乃至数村を他間切に割く場合も、(1)と同じ方針がとられた。(3) 新村が成立する際には、その村だけのノロを任命するか、周辺の地縁的・血縁的關係の深いノロの区域に編入するかした。先島では新たに御嶽を立てて司を択んでいる。(4) ノロの居住する村を廃止したり、他村に併合することは極力避けた。廃村・併村があってもノロ名は残した。以下説明を加えることにする。

(1) 文献に明確なる新設間切には、つぎのようなものがある。

年号	新聞切名	旧間切名	移管村名	管轄ノロ名
1666 (寛文6)	美里	越来	与儀・比屋根・大里・西原 ・高原・宮里・照屋・満喜 世・古謝・桃原	美里
			知花・池原・登川・大村渠	知花
1672 (寛文12)	美里	越来	山城・伊波・石川・嘉手苅 ・渡口	伊波 <sup>7)</sup>
1666 (寛文6)	伊野波 (本部)	今帰仁	伊野波	伊野波
			具志川・渡久地	具志川
			天底・伊豆味・嘉津宇	天底
			具志堅	具志堅
			備瀬・謝花	謝花
			辺名地・石嘉波・瀬底・健 堅	瀬底
			浦崎	浦崎
			崎本部	本部 <sup>8)</sup>
1671 (寛文11)	宜野湾	浦添	我如古・宜野湾・嘉数・喜 友名・神山・伊佐	宜野湾
			謝名具志川・大謝名・宇治 泊・真志喜	謝名
			新城	野嵩

		中城	内普天間(野嵩)・前普天間(普天間)	野嵩
1673(延宝1)	小祿	北谷 真和志	安仁屋 小 祿	野嵩 <sup>9)</sup> 小祿
		豊見城	儀間・金城 赤嶺・安次嶺・当間 大 嶺	儀間 赤嶺 大嶺
1673(延宝1)	恩納	金武	具志・高良・宇栄原・卒宮城 恩納・瀬良垣 安富祖 名嘉真	具志 <sup>10)</sup> 恩納 安富祖 名嘉真
1673(延宝1)	久志	読谷山 金武 名護	読谷山(山田)・久良波・仲泊・富着・谷茶 真栄田・塩屋・与久田 久志・辺野古 大浦・瀬嵩・汀間・安部 嘉陽・天仁屋 有銘・慶佐次 平良・川田	山田 真栄田 <sup>11)</sup> 久志 汀間 嘉陽 有銘 平良 <sup>12)</sup>
1673(延宝1)	大宜味	羽地 国頭	平南・津波 渡野喜屋・田港・屋古・前田・塩屋・根路銘 饒波・喜如嘉・城・根謝銘 屋嘉比	津波 田港 城 <sup>13)</sup> 屋嘉比
1676(延宝4)	西原(平田・与那城)	勝連	西原・与那城 安勢理・饒辺・屋慶名・屋部津 宮 城 伊計 平安座 名安呉・上原	与那城 安勢理・饒辺 宮城 伊計 平安座 上原 <sup>14)</sup>

以上の中、越来間切照屋村は、1666年越来ノロの管轄下から美里間切西原ノロの管轄に移し、6年後再び越来ノロ下に復帰した。復帰によって便利になったとあるから、美里間切への移管自体に無理があったことになる。

本部間切天底村の今帰仁間切復帰によって伊豆味・嘉津宇村は、他間切のノロの管轄下におかれることになった。距離の遠い嘉津宇村では、根神が公的祭祀にたずさわっていたから、従来通りの管轄で支障はなかったであろう。

宜野湾間切で旧浦添間切の新城村と、旧北谷間切の安仁屋村を、旧中城間切の前普天間(野嵩)村の野嵩ノロの管轄下においたのは、ノロの管轄区域編成の一般原則に反してい

る。寺普天間（普天間）村を加えての4村には、間切を越えての地縁的・血縁的關係が深かったのか、新間切新立時の政治的配慮であったかのいずれかであろう。由来記によると野嵩村と新城村に伊礼之殿があり、また、北谷間切伊礼村に伊礼之殿がある。この伊礼村は安仁屋・普天間・野嵩・新城村に割合に近い。伊礼里主の知行地と何か関係があったのではなからうか。

西原（与那城）間切新置の際に立てた名安呉・上原村は宮城島内にある。同島には宮城村がありノロが任命されていたが、新たに立村してノロを置いたのは、両村の構成要素が異なっていたからであろう。新立といっても他地域から住民を移住させたのではなく、既に移住して来て、御嶽を中心に定着していた小部落を村として認めたと思われる。由来記によると上原村にはウエチミ之嶽とオホガネコ之嶽がある。立村から由来記成立までの30年余の間に創始した御嶽とは考えられない。名安呉村は明治になって、上原村に合併された。現在上原部落の主要門中は南山系を称し、宮城部落では北山系を称している。実際の移住がいつあったか不明であるが、血縁的關係の稀薄な門中同士であったことが想像される。別個のノロをもった理由は、ここにあったのであろう。

(2) 1間切の1村乃至数村を他間切に移管する場合、ノロの管轄区域に変更を加えない方針を示したものとして、つぎのような例がある。

新間切名	旧間切名	移管村名	管轄ノロ名
真和志 兼 城	西 原 豊見城	天久・安謝・太田・銘苅 安波根 武富・波平	多和田 安波根 武 富
高 嶺 真 壁	兼 城 高 嶺	中城・崎中城 伊敷・名城 糸洲・古波蔵	中 城 伊 敷 糸 洲
南風原 大 里	大 里 玉 城	神里 大城・稲嶺 目取真	神 里 大 城 目取真
東風平	真和志	宜寿次・外間 友 寄	宜寿次 友 寄
具志頭 佐 敷 西 原	東風平 大 里 真和志	新 城 新里・小谷・津波古 末 吉	新 城 バテン 末 吉
越 来	浦 添 中 城 北 谷	棚 原 諸見里 山 内	棚 原 仲宗根 仲宗根
具志川 勝 連 羽 地 具志川	勝 連 西 原 今帰仁 仲 里	宮里・高江洲 津堅・神谷 呉我・振慶名・我部・松田 山 城	江 洲 津 堅 我 部 山 城

これらの場合、一般的に旧間切にノロ管轄下の村を切り放して残し、新間切において新しく村を附加するという事はなかった。真和志間切の太田・銘苅村は、由来記成立までに廃村になったことが知られる。由来記安謝村に多和田之殿とその小村に銘苅子堂があるから、安謝村に合併されたことがわかる。ただし太田は「たーだ」で、ノロ名の多和田のことである。廃村になっても、ノロ名は依然として残っていた1例である。

高嶺間切中城・崎中城村は、元から同村にあった真栄里村とともに、中城ノロの管轄下におかれたので、管轄区域の拡大変更がみられる。しかし両村が移管された1737年(元文2)以前に成立した由来記の真栄里村の条に、島尻中城巫火神・島尻中城内西表之殿・島尻中城内東表之殿・神アシアゲノ殿があるから、同村は真栄田村から分れて、近い距離にある兼城間切に建村していたのではなかろうか。真栄里村にはソフツケナノロの祀る火神があるから、むしろソフツケナノロの管轄下にあるべきであるが、中城村の城内之嶽武前、真栄里村の下地之殿ほか4殿は、両ノロが祀っているから、特別の関係にあったことが知られる。中城・崎中城村は移管後合併して中城村を称した。

越来間切の仲宗根ノロの管轄は、仲宗根・呉屋村のほか、中城間切から移管した諸見里村、北谷間切から移管した山内村が含まれ、(2)の原則に反している。その理由は不明である。ただこれら4村がきわめて近接した地域にあることは事実である。両村は旧間切において、あるノロの管轄下にあったと思われるが、そのノロを知る手懸りもない。具志川間切に移管されて、江洲村とともに江洲ノロの管轄下におかれた高江洲・宮里村の場合も、その位置が近接していたということだけで、理由は不明である。

今帰仁間切から羽地間切に移管された呉我以下の4村は、1736年(元文1)蔡温の山林政策のために移したものであった。それはそれらの村は耕地が少ないため、ややもすれば山林を焼畑にするので、村居の移転をはかって羽地村に移し、その故地の山林は今帰仁間切に所属せしめた。由来記にみえる振慶名・呉我・我部の御嶽は、移転後崇敬したものであった。その中、我部・松田は屋我地に移された。これは政治的目的からの移村であったが、この4村を一体として考慮しなければならないところに、村落成立の宗教的条件があったのである。

具志川間切山城村は具志川按司の采地であったとの理由で、仲里間切から移管されたものである。その時期について球陽は、昔、伊志喜那覇按司の次男具志川按司のときとしている。具志川間切に移っても、山城ノロは仲里間切の比嘉村を所管していた。ようやく1671年(寛文11)に至り、比嘉ノロを新設したが<sup>15)</sup>、ノロの管轄区域は両村にまたがって維持されることもあり、その区域は行政上の区域に優先していたことが知られる。由来記には山城村に比嘉御嶽があり、両村の関係の深さを物語っている。この村は明治初年までに再び仲里間切に移管された。

南風原間切の与那覇村と宮城村は隣村でありながら、各ノロを有していた。1675年(延宝3)大里間切に移管されたが、依然1村1ノロであった。与那覇村の城ノ森・安里之嶽・オサン嶽・コバウ之嶽は、境を接した大里間切上与那原村のノロの崇所であり、また与那覇村に城森之殿・安里之殿があるから、両村には深い地縁的關係があった。血縁的原因

もあったであろう。これらが移管の直接的原因となったとみられる。また宮城ノロは隣村大里間切大見武村内のオンタマ之嶽・大見武之嶽・コバダウ之嶽を崇所とし、反対に宮城之嶽などは大見武ノロの崇所となっていた。コバダウ之嶽は宮城・大見武両村にまたがる嶽で、しかもこの嶽に葬った天女の男子は宮城地頭、女子は宮城ノロとなったという伝説がある。この両村も地縁的關係につながれており、これが移管の原因となったであろう。両村は1743年(寛保3)再び南風原間切に復帰し、1村1ノロのまま明治に至った。復帰の原因は、南風原間切の疲弊回復にあった。経済的に豊かで、人口の多い村であったことが知られる。

(3) 新村が成立した際、その村だけのノロを任命したか、それとも関係深いノロの管轄下に編入したかを知る例としては、つぎのようなものがある。これらの新村は、すべて1873年(明治6)の琉球藩雜記に名を留めている。

間切名	新立村名	管轄ノロ名
小 祿	田原・堀川	小 祿
	湖 城	儀 間
	松 川	具 志
真 壁 摩文仁	安 里	糸 洲
	伊 礼	伊 礼 (1村1ノロ)
	波比良	波比良 ( " )
佐 敷 知 念	外 間	外 間 ( " )
	下志喜屋	志喜屋
	外 間	外 間 (1村1ノロ)
玉 城	屋嘉部・前川	屋嘉部
	富 里	当 山
	仲村渠	玉 城
	小那覇	内 間
西 原 中 城	熱 田	大 城
	比 嘉	比 嘉 (1村1ノロ)
越 来 北 谷	照 屋	仲宗根
	浜川・伊礼	平安山
	玉代勢	北 谷
	野 里	野 里 (1村1ノロ)
勝 連	内 間	内 間 ( " )
	比 嘉	比 嘉 ( " )
	神 谷	神 谷 ( " )
与那城 本 部	名安呉・上原	上 原
	石嘉波	瀬 底
	渡久地	具志川
今帰仁 羽 地	湧 川	湧 川 (1村1ノロ)
	饒平名・済井出・桃原	屋 我

大宜味	大宜味・一名代	城
	親田・見里	屋嘉比
仲 里	仲 里	城 (1村1ノロ)
	兼 久	比屋定
	宇茶武	宇 根
	謝 武	比 嘉 (1村1ノロ)

玉城間切糸洲村には、糸洲・屋嘉部両ノロの火神や屋嘉部之殿があって、屋嘉部ノロの崇所となっている。また糸数村の糸数城之嶽は糸数ノロ、根石城之嶽は屋嘉部ノロの崇所となり、前川村でも御嶽は両ノロの崇所と分れていながら、殿は共同祭祀所となっている。屋嘉部・前川は糸洲村から分立したのであろう。同間切の当山村には当山ノロの火神があるが、当山里主所火神は富里村にある。富里村は当山村から分れて、当山ノロの管轄下におかれたとみられる。

中城間切渡口村の宮城之嶽、島袋村のマカア之嶽・島袋ノロ火神・比嘉之嶽は島袋ノロの崇所となり、比嘉村の比嘉嵩之殿・比嘉里主根所・大中之殿・島袋里主根所は比嘉ノロの祭祀所となり、自然の御嶽と人為の殿に分れている。比嘉村は島袋村から分立したようである。

久米島仲里間切仲里村は、我那覇の地に居を構えた2人の人の開発に始まり、ついに1648年(慶安1)立村したもので<sup>16)</sup>、後に宇江城村と改称した。由来記宇江城村条にみえる仲里城御嶽6前は、久米島の統一者伊敷索<sup>いしきなわ</sup>按司の2男で、この城を築いた久米中城按司を祀った所とされている。按司のおなり神の崇所であったものが公儀ノロの崇所となったもので、村人もこれを崇敬した。兼久・宇茶武・謝武も1648年に開発したもので<sup>17)</sup>、後に兼久は島尻村に合併され、宇茶武は宇根の古称になり、謝武は下比嘉の俗称となった。

(4) 廃村・併村の例には、つぎのようなものがあった。

間切名	廃止村名	管轄ノロ名	
廃村 具志頭	屋富祖	具志頭	
佐 敷	苗 代	佐 敷	
知 念	サウス	サウス (寒水)	
	長 堂	久手堅	
	波田真	波田真	
浦 添	饒平名・親富祖	饒平名	
中 城	屋 宜	屋 宜	
名 護	城	名 護	
国 頭	とへぎ	辺土名	
	宜名真	辺 戸	
併村 高 嶺	慶 留	慶 留	与座村に合併
喜屋武	さ け	山 城	山城村に合併
南風原	玉那覇	玉那覇	津嘉山村に合併
玉 城	和 名	和 名	垣花村に合併

具志川	前天願	天 願	天願村に合併
今帰仁	岸本・寒水	岸 本	玉城村に合併

知念間切のサウス（寒水）・波田真村は、由来記成立後廃止されながら（明治6年琉球藩雑記に名がない）、1879年（明治12）置県後のノロクモイ台帳に名が記されている。廃村になってもノロは隣村に居住して存したわけである。浦添間切饒平名・高嶺間切慶留・南風原間切玉那覇・玉城間切和名・今帰仁間切岸本ノロも同じで、慶留ノロは与座ノロと、玉那覇ノロは津嘉山ノロと、和名ノロは垣花ノロと、岸本ノロは玉城ノロと併存していた。由来記の高嶺間切与座村には、与座ノロ火神と慶留ノロ火神があるから、両村の合併、両ノロの併存は由来記成立以前であったことが知られる。

上表でみるように、新村・廃村は割合少ないが、琉球国由来記（1713）に記す宮古・八重山嶋を除く村数は約490村、これに対して琉球藩雑記（1873）に記す数は約530村で、160年間で40余村増加したことになる。ただ宮古・八重山嶋では、40余村が80余村となり、2倍増となっている。沖縄本島とその周辺離島では地縁的・血縁的共同体意識が強く、それに地割制度の経済的要因もあって、新村の分立を困難ならしめていた。ノロのもつ宗教的・社会的影響力も、村民の他郷移住の阻害的要因となっていた。そのために村落の変化は緩慢的で、人口が増加するのにかかわらず分村はほとんどなく、一村の膨張だけに終わった。名子の増加はそこに因していた。これに対して、宮古・八重山嶋では開拓を奨励したので、多くの新村・分村をみるようになった。

1719年（享保4）尚敬王冊封のために来島した副使徐葆光の中山伝信録には、当時の間切・村落名を載せている。琉球国由来記とほとんど同時期に成立していながら、由来記にない村落名が見えている<sup>18)</sup>。たとえば、羽地間切にある池城村である。池城は羽地総地頭の名島で、由来記同間切田井等に池城アシアゲ・池城里主所火神があるから、古い時代、この辺に池城村があったのであろう。こうしてみると、池城村のように、地名が由来記にありながら、同記成立当時、現実に村名のない村は古く、むしろ間切発生当時のものであったかも知れない。

#### IV

沖縄では1903年（明治36）、土地整理の結果に伴ない、村落の統合整理を行ない、名称の改正も少なくなかった。ノロの村落にも併合があった。たとえば、豊見城間切我那覇ノロ下の我那覇村が名嘉地村と合して地覇村となり、伊良波村が座波ノロ下の座安村と合して座波村となり、平良ノロ下の平良・高嶺村が合して高良村となり、高安ノロ下の高安・饒波村が合して高入端村となり、根差部ノロ下の根差部・嘉数・真玉橋村が合して真嘉部村となったなど、その一例である。しかしノロの所在村を廃した例はなく、併合してもノロ名は旧称のままであった。そのころノロクモイ・大阿母などの廃止方針が決定しており、事実1909年（明治42）の沖縄県諸祿処分法の発布によって、ノロの公的性は喪失した。それでもノロの機能や管轄区域は変わることなく、その伝統的な地位もほとんど不

変であった。とにかく明治時代に至るまで、沖縄の間切・村の新置・統合・廃止は、ノロの司祭区域を中心に行われ、その村落構成上の要素は、行政的要素に優先していた。これは村落発生の始原につながる問題であった。

## 註

- 1) 琉球国由来記巻 21。中山・富村・宮城「のろ調査資料第 2 輯」大浜町仲嵩嶽・嘉手苅嶽条参照。
- 2) 稲村賢敷著「宮古島庶民史」第 1 章第 1 節開基伝説、「のろ調査資料第 2 輯」平良市字狩俣条参照。
- 3) 伊波晋猷著「沖縄考」参照。
- 4) 鳥越憲三郎著「琉球宗教史の研究」第 2 章第 1 節「根所の成立」参照。
- 5) 「のろ調査資料第 1 輯」高嶺村山川・西銘ノロ条参照。
- 6) 同上、喜屋武村喜屋武ノロ・宜野座村漢那ノロ・国頭村安波ノロ条参照。
- 7) 球陽巻之六、尚質 19 年条。1666 年に越来間切から 15 村を割いて美里間切を立て、後 (1672)、5 村を新立して 20 村にしたと球陽に記してある。5 村というのは、満喜世・古謝・桃原・大村渠・渡口のことで、由来記にみえている。そのとき照屋村は越来間切に復帰した。その後、満喜世・大村渠を合併して松本とし、渡口を石川に併合した。美里間切以下の新立は、向象賢の政策によるものであった。球陽は新設動機を「田地甚だ広く、人民已に多し」というところに求めている。薩摩の侵略から約半世紀、農村が徐々に疲弊から復興していったことは事実である。その一方、薩摩から抑止されていた地頭の知行も、次第に復活していったが、地頭は増加していくのに、宛てるべき知行地は少なかった。その解決策として間切の新立がなされたのであった。美里間切は新立と同時に、王后及び嵩原親方孝治に給せられた。
- 8) 球陽巻之六、尚質 19 年条。1666 年今帰仁間切から 11 村を割き、7 村を新立して伊野波間切としたが、翌 67 年本部間切と改称した。新立した村の中満名・真部・小浜・並里の管轄ノロ名不明。天底ノロは 1721 年 (享保 6) 今帰仁間切に復帰したが、伊豆味・嘉津宇村は本部間切に残った。本部間切は本部王子朝平と伊野波親方盛紀の知行所となった。
- 9) 球陽巻之七、尚貞 3 年条。1671 年以後新立したと球陽に記す 1 村は真志喜 (大川) である。また由来記成立時まで、謝名具志川村を大山村に、前普天間・寺普天間村をそれぞれ野嵩・普天間村に改称した。本間切は新立当初、宜野湾王子朝義・亀山親方正親の知行所となった。
- 10) 球陽巻之七、尚貞 5 年条。同年新立した田原・堀川村は小祿ノロ下に、湖城村は儀間ノロ下に、松川村は具志ノロ下に置かれた。本間切は新立当初、金武王子朝興・小祿親方盛聖の知行所となった。
- 11) 球陽巻之七、尚貞 5 年条。由来記成立時まで前兼久村を新立し、与久田村を塩屋村に合併した。本間切は新立当初、大里王子朝亮・佐渡山親方安治の知行所となった。
- 12) 球陽巻之七、尚貞 5 年条。由来記では平良・川田村は久志間切と同時に新立した大宜味村に編入されている。これは由来記編集の 1713 年 (正徳 3) 久志間切から移管したものであるが、1719 年 (享保 4) 再び久志間切に復帰した (球陽巻之十、尚敬 7 年条)。本間切は新立当初、豊見城王子朝良・久志親方助豊の知行所となった。1923 年 (大正 12) 東村が久志村から分立し、有銘・平良管轄区域がこれに編入された。
- 13) 球陽巻之七、尚貞 5 年条。球陽では羽地間切から 2 邑、国頭間切から 11 邑計 13 邑で以て大宜味間切を新立し、更に 4 邑を新設して 16 邑 (2 邑を 1 邑に合併) にしたとある。新設の 4 邑は大宜味・一名代 (以上城ノロ管轄下)・親田・見里 (以上屋嘉比ノロ管轄下) であるが、屋嘉比・親田・見里村は、1719 年国頭間切に移管 (球陽巻之十、尚敬 7 年条)。その後、また大宜味間切に帰り、1903 年 (明治 36) 合併して田嘉里となった。1 邑に合併した 2 邑とは、居古・前田の両村である。本間切は新立当初、羽地王子朝秀・屋嘉比親雲上朝珍の知行所となった。
- 14) 球陽巻之七、尚貞 8 年条。勝連間切からの分割 9 村、新立 2 村の中、新立村は名安呉・上原で、新たに上原ノロの管轄下に置いた。屋部津村は由来記成立時まで屋慶名村に合併された。この間切は後に平田間切、更に 1687 年 (貞享 4) 与那城間切と改称した。本間切は新立当初、



与那城按司朝原・仲田親方朝重の知行所となった。

- 15) 球陽卷之七，尚貞3年条。
- 16) 球陽卷之六，尚質1年条。
- 17) 同上。謝武村は比嘉村から分れたと，球陽に明記している。
- 18) 中山伝信録は，ある間切では小部落を記載し，ある間切ではかなりの村落を脱漏している。たとえば大宜味間切は5村だけ，国頭間切は4村だけあげ，しかも現実に存在しなかった国頭村をあげている。しかし琉球国由来記の村も，当時の村の全部ではなかった。崇所や年中祭祀所を持たない村は除外されたわけである。たとえば，大宜味間切で饒波村は崇所・年中祭祀所所在の村としてはあげていない。しかし城ノロ火神の祭祀条には，饒波村のことが記されている。国頭間切宇嘉村では村名さえ記載されていない。ただ辺土名村の神アシアゲの条に，宇嘉掟のことが出てくる。これは宇良掟との混同ではない。